

審 査 基 準 整 理 票

処分名	大津市市民活動センター会議室の使用料の還付		
根拠法令名	大津市市民活動センター条例（平成17年条例第91号）	（条項）第 7 条	
基準法令名	大津市市民活動センター条例（平成17年条例第91号）	（条項）第 7 条	
所管部署	市民部 自治協働課市民活動推進室 市民協働グループ		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	— 日
【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載			
[施設の使用料の還付基準] 会議室の使用料は、大津市市民活動センター条例第 7 条ただし書に規定する「市長が特別の理由があると認めるとき」として、次の各号のいずれかに掲げる場合に還付するものとし、その場合における還付する金額は、当該各号に定めるとおりとする。 （ 1 ）天災地変その他使用者の責めによらない事由により、使用することができなかったと認められる場合 全額 （ 2 ）センターの管理の都合により使用の許可を取り消した場合 全額			

参 考

[根拠法令・基準法令]

大津市市民活動センター条例

(使用料の不還付)

第7条 既に支払われた使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。